

東京都公報

発行
東京都

目次

告示（選）

○参議院議員選挙において繰上投票を行う投票区及び投票期日……………一

○参議院（東京都選出）議員選挙における選挙長及び同職務代理者の選任……………一

○参議院（比例代表選出）議員選挙における選挙分会長及び同職務代理者の選任……………一

○参議院（東京都選出）議員選挙における選挙会の場所及び日時……………一

○参議院（比例代表選出）議員選挙における選挙分会の場所及び日時……………一

○参議院（東京都選出）議員選挙における候補者の選挙運動に関する支出制限額……………二

○参議院（東京都選出）議員選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時……………二

○参議院（比例代表選出）議員選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時……………二

○東京都指定排水設備工事事業者の指定（下水道局）……………三

告示（選）

●東京都選挙管理委員会告示第六十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第五十六条の規定により、平成二十八年七月十日執行の参議院議員選挙において繰上投票を行う投票区及び投票期日を次のとおり定めた。

平成二十八年六月二十二日

東京都選挙管理委員会

繰上投票区 小笠原村第二投票区（母島）
繰上投票期日 平成二十八年七月九日

●東京都選挙管理委員会告示第六十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により、平成二十八年七月十日執行の参議院（東京都選出）議員選挙における選挙長及び同職務代理者を次のとおり選任した。

平成二十八年六月二十二日

東京都選挙管理委員会

選挙長 宮崎 章 立川市砂川町五丁目十六番地の二

選挙長職務代理者 大木田 守 北区西ヶ原三丁目六十一番十二号

●東京都選挙管理委員会告示第六十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）

第八十条第一項の規定により、平成二十八年七月十日執行の参議院（比例代表選出）議員選挙における選挙分会長及び同職務代理者を次のとおり選任した。

平成二十八年六月二十二日

東京都選挙管理委員会

選挙分会長 宮崎 章 立川市砂川町五丁目十六番地の二
選挙分会長職務代 大木田 守 北区西ヶ原三丁目六十一番十二号

●東京都選挙管理委員会告示第六十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により、平成二十八年七月十日執行の参議院（東京都選出）議員選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり告示する。

平成二十八年六月二十二日

東京都選挙管理委員会

場所 東京都選挙管理委員会室 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎北塔三十三階
日時 平成二十八年七月十二日 午後二時

●東京都選挙管理委員会告示第六十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により、平成二十八年七月十日執行の参議院（比例代表選出）議員選挙における選挙分会の場所及び日時を次のとおり告示する。

平成二十八年六月二十二日

東京都選挙管理委員会

場所 東京都選挙管理委員会室 新宿区西新宿二丁目八番

一 号 東京都庁第一本庁舎北塔三十三階
 日時 平成二十八年七月十二日 午後二時三十分

●東京都選挙管理委員会告示第七十号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百九十四条第一項第二号及び同条第二項並びに公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第百二十七条の規定により、平成二十八年七月十日執行の参議院(東京都選出)議員選挙における候補者の選挙運動に関する支出の金額は、次の額を超えることができない。

平成二十八年六月二十二日

東京都選挙管理委員会

支出制限額 五千九百二十五万円

告 示 (選挙長)

●参議院(東京都選出)議員選挙選挙長告示第一号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により、平成二十八年七月十日執行の参議院(東京都選出)議員選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり告示する。

平成二十八年六月二十二日

参議院(東京都選出)議員選挙選挙長

宮崎 章

場所 東京都選挙管理委員会事務局 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎北塔三十三階
 日時 平成二十八年七月八日 午前十時

告 示 (選挙分会長)

●参議院(比例代表選出)議員選挙選挙分会長告示第一号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により、平成二十八年七月十日執行の参議院(比例代表選出)議員選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり告示する。

平成二十八年六月二十二日

参議院(比例代表選出)議員選挙選挙分会長

宮崎 章

場所 東京都選挙管理委員会事務局 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎北塔三十三階
 日時 平成二十八年七月八日 午前十時

公 告

東京都指定排水設備工事事業者の指定について

東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九号)第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第七条の規定により公告する。

平成二十八年六月二十二日

東京都下水道局長 石原 清 次

一 指定した事業者

指定番号 商号又は 代表者 事業所所在地
 五三四二 ツツキイ 宮田 稔 品川区小山台一丁目
 ンフォテ 二十番二十号

クノ東日本株式会社 東京支店

五三四三 真中設備 真中 良治 三鷹市下連雀五丁目三番二一四〇八号

五三四四 株式会社 島田 力 墨田区亀沢三丁目十番四番三号

Y S F A C T O R

五三四五 東京ガス 川岸 誠 台東区松が谷一丁目三番三号

N e x t o n e 株式会社

五三四六 早川建設 早川 政男 江戸川区東小岩二丁目十六番十号

二 指定年月日

平成二十八年六月二日

発行 東京都 印刷所 勝美印刷株式会社
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 113-0001
 電話 〇三(五三三二)一〇一一(代) 印刷所 東京都文京区白山一丁目十三番七号 郵便番号 113-0001
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)